

令和5年11月17日

各位

株式会社 愛媛銀行

不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら、弊行におきまして、下記の通り不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、お客さまからの信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことについて、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃からお取引をいただいているお客さま、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- ・弊行吉田支店に勤務していた元パート職員（女性：50代）が、平成30年7月から令和5年10月までの間、教育費や仕送り、他行他社の借入返済等を賄う目的で、お客さま宅を訪問した際、キャッシュカードを預かり、ATMから出金するなどの手口で着服していたことが判明しました。
- ・被害者は8名のお客さま、被害金額は累計で19,332千円です。
- ・被害に遭われたお客さまのご家族からの問合せを受け、調査した結果、令和5年10月20日に発覚したものです。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

- ・被害に遭われましたお客さまとご家族に深くお詫び申し上げたうえ、被害金につきましては、弊行が全額弁済させていただきました。

3. 関係機関への報告等

- ・事件発覚後、法令に基づく監督官庁等への報告を行うとともに、警察には被害届を提出しています。

4. 関係者の処分

- ・当該元パート職員は、令和5年10月31日付にて懲戒解雇処分といたしました。
- ・また、関係者につきましては、今後、責任の所在を明らかにした上で、行内規程に基づき厳正な処分を行ってまいります。

5. 再発防止について

- ・弊行は、今回の事件を厳粛に受け止め、実効的な再発防止策の策定や、役職員教育の更なる充実を通じ、内部管理態勢の一層の強化を図り、役職員一丸となってお客さまをはじめ関係者の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問合せ先

- ・お客さま リスク管理部 お客様相談所 横道（よこみち） 089-933-1111
- ・報道機関の皆さま 企画広報部 広報担当 明賀（みょうが） 089-933-1111

以上